

令和 4 年度診療報酬改定における不合理及び矛盾点



一般社団法人

内科系学会社会保険連合

目的

内保連加盟学会（138学会）委員を対象に令和4年度診療報酬改定結果において明らかに矛盾点や不合理があると考えられるものを申請書として提出いただいた。

提出いただいた申請書は、理事会にて精査したものを内保連緊急提案として厚生労働省に提出し、遅くとも次回の改定で対応していただくように考えている。

提出条件

- 単に「要望が採用されなかった」や「診療報酬が低い」等は対象外とする。
- 矛盾点や不合理については、現在診療報酬点数表に記載されているもの（既掲載）のみとする（未掲載は対象外となる）。
- 矛盾点と不合理については以下の基準で申請する。
 - ◆ 矛盾点：点数の設定が難易度と逆転している
 - ◆ 不合理：上記以外

提出一覧

内保連加盟学会委員を対象としたアンケートは5件の回答をいただいた。（医科点数表区分番号順）

医科点数表区分番号	名称	学会名	頁
A200-2	急性期充実体制加算	日本集中治療医学会	3
C107-3	在宅ハイフローセラピー指導管理料	日本呼吸ケア・リハビリテーション学会	4
D006-4	遺伝学的検査	日本人類遺伝学会	5
D006-5	絨毛染色体検査	日本生殖医学会	6
D215-4	超音波減衰法検査	日本肝臓学会	7

令和4年度診療報酬改定による不合理や矛盾点について

学 会 名	日本集中治療医学会
-------	-----------

- 令和4年度診療報酬改定結果
不合理

- 令和4年度診療報酬改定提出提案書
A238102

- 医科点数表区分番号
A 基本診療料 200-2

- 名称（技術名等）
急性期充実体制加算

- 申請理由（不合理または矛盾点の理由）

本加算は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大において果たした医療機関の役割等も踏まえ、手術や救急医療等の高度かつ専門的な医療及び高度急性期医療の提供に係る体制を十分に確保している場合の評価を新設するもので、算定可能な施設基準に手術数や救急診療体制等に加え、院内迅速対応チームの整備が求められている。本加算は当学会の要望するRRSが評価されたものと認識しているが、算定可能な施設は急性期一般入院料1を算定する医療機関に限定されており、高度な急性期医療を提供している特定機能病院は算定することができない。

- 令和6年度診療報酬改定時に期待すること

急性期充実体制加算について施設基準を満たせば、特定機能病院でも算定可能とする。

理事コメント

採用

- ◆ 高度な急性期医療を提供している特定機能病院は算定することができないのは不条理である。
- ◆ 同一の機能を果たしている医療機関では算定可能とするべきである。

不採用

令和4年度診療報酬改定による不合理や矛盾点について

学 会 名	日本呼吸ケア・リハビリテーション学会
-------	--------------------

- 令和4年度診療報酬改定結果
不合理
- 令和4年度診療報酬改定提出提案書
231101
- 医科点数表区分番号
C 在宅医療 107-3
- 名称（技術名等）
在宅ハイフローセラピー指導管理料
- 申請理由（不合理または矛盾点の理由）
本装置は在宅酸素療法と併用されることが前提であり、当学会の要望していない指導管理料が収載となり、実際の使用に際し指導管理料は意味のないものとなっている。
- 令和6年度診療報酬改定時に期待すること
本法においては、特例として在宅酸素療法と在宅ハイフローセラピー双方の指導管理料を同時に算定できるものとする。

理事コメント
採用 ◆ 在宅酸素療法と併用されることが前提なら、妥当な主張である。 ◆ 管理料よりは加算としての位置づけが良いと思われます。

令和4年度診療報酬改定による不合理や矛盾点について

学 会 名	日本人類遺伝学会
-------	----------

- 令和4年度診療報酬改定結果
矛盾点

- 令和4年度診療報酬改定提出提案書
278202

- 医科点数表区分番号
D 検査 006-4

- 名称（技術名等）
遺伝学的検査

- 申請理由（不合理または矛盾点の理由）

遺伝学的検査適用の要件を満たしながら、今回改定で保険収載適用とならなかった難病等が相当数残されました。これらにおいては、指定難病として確立されながら、遺伝学的検査による診断確定を得られないまま指定難病認定がなされる可能性が潜在するという矛盾が生じます。また、遺伝学的検査による診断確定を得られないまま治療ないしは治験等が進められるという矛盾が残されました。

なお、保医発0304第1号 <https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000935689.pdf> に掲げられた次の疾患名の訂正をお願いします。（オ）「縁取り空砲を伴う遠位型ミオパチー」（誤）⇒「縁取り空胞を伴う遠位型ミオパチー」（正）。

- 令和6年度診療報酬改定時に期待すること

今回の改定でもかなりの数の疾患が新たに遺伝学的検査の対象にされたことは関係部署が詳細に検討して下さった結果によるので深く感謝します。しかし、上記のように収載されなかった疾患と収載された疾患との違いが合理的に説明できない点があるので、あえて不合理点として挙げさせていただきました。2024年度改定に向けて、こうした矛盾点が解消されることを期待します。

理事コメント

採用

- ◆ 遺伝学的検査による診断確定を得られないまま治療ないしは治験等が進められることは問題である。

令和4年度診療報酬改定による不合理や矛盾点について

学 会 名	日本生殖医学会
-------	---------

- 令和4年度診療報酬改定結果
矛盾点

- 令和4年度診療報酬改定提出提案書
283101

- 医科点数表区分番号
D 検査 006-5

- 名称（技術名等）
絨毛染色体検査

- 申請理由（不合理または矛盾点の理由）

絨毛染色体権を保険適用にしてくださったことを心から感謝いたします。

末梢血による染色体G分染法の保険点数が、現在、2,950点です(分染法加算含)。絨毛染色体検査は、胎児由来の絨毛組織を母胎由来の脱落膜細胞と分けて、培養し、何度も培養液を交換して、絨毛組織が増えていることを確認しながら、G分染法を行います。従って、末梢血の染色体検査よりも煩雑で時間もかかる絨毛染色体検査が加算を含めても2,950点と同点数となり、低い保険点数設定により各医療機関が本法実施に消極的となってしまう事が懸念されます。胎児染色体異数性が確認できれば不育症系統検査を省いて医療費削減が可能です。何よりも患者さんにとって、原因が明らかになることがグリーンケアとなり、次回妊娠へ前向きになります。

- 令和6年度診療報酬改定時に期待すること

申請時に提示した4,500点は、そのような技術的な煩雑さを考慮した最低限の点数だったので、もう少し引き上げていただけると現実的です。

理事コメント

採用

- ◆ 実績報告書をしていただき、次回に提案。

令和4年度診療報酬改定による不合理や矛盾点について

学 会 名	日本肝臓学会
-------	--------

- 令和4年度診療報酬改定結果
不合理

- 令和4年度診療報酬改定提出提案書
218101

- 医科点数表区分番号
D 検査 215-4

- 名称（技術名等）
超音波減衰法検査

- 申請理由（不合理または矛盾点の理由）

D215-4 超音波減衰法検査について、実施の留意事項が「使用目的、効能又は効果として」と記載されており、フィブロスキャンのみしか保険請求が出来ません。申請書の薬事情報エクセルシート2に、各社で薬事承認上の「使用目的、効能又は効果」の項に超音波の減衰に関する記載事項を記載し提出しております。現行の文章によりますと、留意事項で指定されている使用目的又は効果の「超音波の減衰量を非侵襲的に計測し、肝臓の脂肪量を評価する」の文章は、装置の薬機認証の基準外になるため、国内の汎用超音波診断装置はすべて保険請求ができません。使用目的又は効果として超音波を用いて体内の形状、性状または動態を可視化し画像情報の診断するための装置中、超音波の減衰量を非侵襲的に計測できるものとして薬事承認又は認証を得ておりますので、留意事項の記載の修正をご検討お願い致します。

- 令和6年度診療報酬改定時に期待すること

記載文章の修正依頼 D215-4 超音波減衰法検査 200点

超音波減衰法検査は、汎用超音波画像診断装置のうち、使用目的又は効果として、超音波の減衰量を非侵襲的に計測し、肝臓の脂肪量を評価するための情報を提供するものとして薬事承認又は認証を得ているものを使用し、脂肪性肝疾患の患者であって慢性肝炎又は肝硬変の疑いがある者に対し、肝臓の脂肪量を評価した場合に、3月に1回に限り算定する。

↓

超音波減衰法検査は、汎用超音波画像診断装置のうち、超音波の減衰量を非侵襲的に計測できるものとして薬事承認又は認証を得ているものを使用し、得た情報により、脂肪性肝疾患の患者であって慢性肝炎又は肝硬変の疑いがある者に対し、肝臓の脂肪量を評価した場合に、3月に1回に限り算定する。

理事コメント

採用

- ◆ 国内の汎用超音波診断装置はすべて保険請求ができないのであれば、妥当な主張である。
- ◆ 学会が申請していることに同意します。肝臓学会、消化器病学会、超音波学会が合同して、厚労省医療課と日本医師会疑義解釈委員会に要望書を提出するのが良い方法かと思えます。